

生駒市水道事業物品・委託業務郵便入札要領

(目的)

第1条 この要領は、生駒市水道事業（以下「水道事業」という。）の物品及び委託業務（測量及び建設コンサルタント業務を除く。）に係る郵便による入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札方法)

第2条 入札は原則として、条件付一般競争入札とする。

- 2 条件付一般競争入札で実績、資格等を必要とする場合は、事後審査型条件付一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）とする。
- 3 前2項について、やむを得ない事情がある場合は指名競争入札とすることができる。

(入札書等の郵送方法)

第3条 入札者は次に掲げる書類（以下「入札書等」という。）を開札日の前日までに、日本郵便株式会社生駒郵便局（以下「生駒郵便局」という。）へ到着するよう、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、生駒郵便局留で郵送しなければならない。郵送に要する費用は入札者の負担とする。

(1) 入札書

(2) その他水道事業が指定する書類

- 2 前項の規定により入札書等を郵送する場合は、別紙に示す水道事業が指定する封筒に必要事項を記載し、郵送するものとする。
- 3 第1項の到着日の確認は、生駒郵便局が封筒に押印する到着印の日付で行うものとする。

(入札の辞退)

第4条 前条第1項の規定により郵送された入札書等は書き換え、引き換え又は撤回できない。ただし、入札を辞退する者は開札日の前日までに「入札辞退届」（様式第1号）を水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出することにより、入札の辞退を認めるものとする。

(質問、回答)

第5条 入札者は仕様書等に関し、質問があるときは「質問書」（様式第2号）を指定した期日及び方法で提出するものとする。

- 2 質問の回答は水道事業ホームページ等で公表する。

(入札書の受領等)

第6条 入札事務職員は、開札日の開札時刻前に、生駒郵便局から到達した封筒を受領し、開札時刻まで厳重に保管するものとする。

2 入札事務職員が受領した入札書等は、第4条の規定により辞退する場合を除き、撤回をすることができない。

(入札参加申請)

第7条 入札参加申請については、入札書の提出をもって申請があったものとみなす。

(開札)

第8条 開札はあらかじめ指定した日時及び場所において、入札事務職員が行うものとし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）

第167条の8の規定により、開札時に立ち会う者（以下「開札立会人」という。）を1名置かなければならない。開札立会人は、入札者又は入札事務職員以外の職員とする。

2 開札立会人は開札終了後、開札確認書に署名を行い、公正かつ適正な開札であったことを確認するものとする。

3 入札事務職員及び開札立会人以外の者は、開札会場に入場できない。ただし、第15条により傍聴を認められた者は、この限りでない。

4 開札の前に、入札事務職員が簡易審査（入札参加資格等に関する審査）を行うものとする。簡易審査の結果、次条各号のいずれかに該当し、入札参加資格がないと認められたときは、その入札書を無効とする。

5 入札回数は1回とする。

6 入札者が1名となったときでも、入札を取り止めないものとする。

(入札書の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とし、入札書等は返却しないものとする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札書

(2) 虚偽の申請を行った者がした入札書

(3) 入札に関する条件に違反した入札書

(4) 生駒市物品・委託業務入札等心得書第14条に該当する入札書

(5) 第3条第1項及び第2項によらない入札書

(落札候補者等の決定)

第10条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額で入札した者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格制度を採用した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札金額で入札した者のうち、最低の

入札金額で入札した者を落札候補者とする。

- 2 落札候補者となるべき者が2名以上あるときは、令第167条の9の規定により、原則として開札日の翌日（その日が本市の休日にあたる場合は翌開庁日）にくじ引きにより落札候補者を決定する。
- 3 落札候補者となるべき者はくじ引きを、辞退又は棄権することができない。ただし、くじを引かない者があるときはこれに代わり、入札事務職員以外の職員にくじを引かせるものとする。
- 4 事後審査を要しない入札は、落札候補者を落札者と決定し、原則として開札当日に通知する。

（事後審査型入札による事後審査）

- 第11条 落札候補者は落札候補者決定の日の翌日（その日が本市の休日にあたる場合は翌開庁日）までに、「事後審査に係る関係書類提出書」（様式第3号）及び必要書類（以下「関係書類」という。）を提出しなければならない。
- 2 関係書類の提出後は、内容の変更を認めない。
 - 3 落札者の決定は原則として、関係書類の提出日から起算して3日（本市の休日を含まない。）以内に行うものとする。
 - 4 落札者を決定したときは落札者に、「事後審査型条件付一般競争入札落札者決定通知書」（様式第4号）で通知する。
 - 5 落札候補者が提出期限までに関係書類を提出しないとき、又は審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認められたときは、その者の入札を無効とし、その者に「事後審査型条件付一般競争入札参加資格不適合通知書」（様式第5号）で通知する。
 - 6 前項の規定により、不適合となった落札候補者の次に低い金額で入札した者又は前条第2項の規定に基づき、くじ引きにより次の順位者となった者を新たな落札候補者とし、事後審査に係る関係書類の提出を求め、落札者が決定するまでこれを繰り返すものとする。

（落札者がいない場合）

- 第12条 落札者がいない場合は、後日改めて入札を行う。ただし、管理者が認める場合は随意契約できるものとする。

（入札の延期、中止又は取消）

- 第13条 管理者は不正な行為等があると認めたときは、入札の延期、中止又は取消ができる。

（入札結果の公表）

- 第14条 落札者を決定した場合は、入札結果を水道事業ホームページ等で公表する。

(開札の傍聴)

第15条 入札者及び当該従業員（以下「入札者等」という。）は、開札を傍聴することができる。ただし、傍聴人は1入札者につき1名とする。

2 入札者等以外の者についても、傍聴を認めることがある。

3 傍聴を希望する者は、指定した日時及び方法で申し込まなければならない。

4 傍聴人は原則として5名とし、開札傍聴申込書の先着順とする。ただし、必要がある場合はその都度増減することができる。

5 入札者が傍聴人となった場合は、入札者に開札立会人を依頼することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第16条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 開札を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(2) 入札事務職員の指示に従わなければならない。

2 傍聴人が前項各号に違反したときは、入札事務職員は傍聴人を退場させることができる。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、記載のない事項は生駒市物品・委託業務入札等心得書を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(生駒市水道局物品・委託業務郵便入札試行要領の廃止)

2 この要領の施行と同時に生駒市水道局物品・委託業務郵便入札試行要領（平成19年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年4月15日以後に入札公告を行う案件について適用し、同日前に入札公告を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

入札辞退届

年 月 日

水道事業管理者 様

今般、_____のため下記の入札を辞退します。

記

件名

日時

代表者 所在地

名 称

代 表

※「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

本件責任者（氏名） _____（連絡先）

担 当 者（氏名） _____（連絡先）

様式第2号（第5条関係）

質 問 書	
宛 先	上下水道部 総務課 企画総務係 FAX 0743-79-0596
契約件名	
次のとおり質問します。	
番号	質 問
事業所名	
担当者氏名	
連絡先(携帯可)	
※質問に関する場合は、公告文書をご覧ください。 ※質問が無い場合、質問書の提出は不要です。	

様式第3号（第11条関係）

事後審査に係る関係書類提出書

年 月 日

水道事業管理者 様

(申請者) 所在地
 商号又は名称
 代表者 氏名
 TEL :
 担当部署及び担当者

FAX :

下記業務に係る事後審査型条件付一般競争入札に関して、落札候補者となりましたので、必要な資格について確認されたく申請します。また、入札参加資格のすべての要件を満たしていること及び本申請書の記載内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

契約件名			
開札日		年 月 日	
業務履行 (契約) 実績	① 業務名		
	② 発注者名		
	③ 契約金額	金 円(税込)	金 円(税込)
	④ 契約期間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
その他 条件 必要			

注1) 落札候補者は、この書面を入札公告に示す書面を添えて期限までに提出してください。期限までに提出がない場合や審査の結果入札参加資格を満たさない場合は、落札候補者としての資格を失います。また、正当な理由なく事後審査に係る書類の提出がない場合や虚偽記載した場合は、入札参加停止措置等を受ける場合がありますので、十分ご注意ください。

注2) 業務履行(契約)実績欄は、入札公告における入札参加資格を満たす履行(契約)実績を1件以上記載してください。ただし、履行(契約)実績を求めている案件については、記載不要です。

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

様

水道事業管理者

事後審査型条件付一般競争入札落札者決定通知書

年 月 日付で提出がありました事後審査に係る関係書類提出書を審査した結果、落札者と決定したので通知します。

1 入札執行日	年 月 日
2 契約件名	
3 落札者商号又は名称	
4 代表者氏名	
5 営業所等の所在地	

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

様

水道事業管理者

事後審査型条件付一般競争入札参加資格不適合通知書

年 月 日付で申請のありました事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請について審査した結果、下記のとおり入札参加資格を満たさないと認められましたので通知します。

1 入札執行日	年 月 日
2 契約件名	
3 入札参加資格を満たさないと認めた理由	

別紙 第3条第2項の水道事業が指定する封筒

【表面】

	生駒郵便局留
	生駒市上下水道部 総務課 企画総務係 御中
	入 札 書 在 中

【裏面】

契 約 件 名		
開 札 日 時		
入札者	事業所名	
	所在地	

※封筒は定形封筒の長形3号（120mm×235mm）とし、封筒の色指定はありません。

※鉛筆やシャープペンシルでは、記入しないでください。